

板橋区私立幼稚園教育環境整備費等補助金交付要綱

(平成8年3月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の教育環境の充実ならびに教育内容の維持・向上に必要な経費を補助することにより、幼稚園教育の振興と父母負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助)

第2条 区は、前条の目的を達成するため、区内に所在する私立幼稚園の設置者又は園長（以下「設置者等」という。）に対し、補助するものとする。

(補助対象)

第3条 補助の対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 行事費 幼稚園が行う行事に必要な経費
- (2) 研修、研究活動費 教職員の資質の向上を図り、充実した幼児教育を推進するための研修及び幼児教育の研究のために必要な経費
- (3) 環境整備費 遊具、花壇等の環境の整備又は幼稚園教育に必要な教材、備品に係る経費
- (4) 保健衛生費 学校保健法に基づく園児及び教職員を対象とする健康診断等の経費
- (5) その他教育水準の向上に資する経費で、区長が特に必要と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める幼稚園割、学級数割及び園児数割を合算した額を上限とし、毎年度予算の範囲内において教育長が定める。ただし、特別の理由がある場合は、その額を変更することができる。

2 前項の園児数は、毎年5月1日現在で幼稚園に在籍の園児数とする。ただし、在籍園児数が認可定員数を超える場合は、認可定員数とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする設置者等は、交付申請書（別記第1号様式）に、事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第2号様式の2）を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 区長は、交付申請があったときは、関係書類を審査のうえ、補助金を交付すべきか否かを決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（別記第3号様式）により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、設置者等に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定をした後、事業状況に変更が生じたときは、補助金を受けようとする設置者等は、変更交付申請書（別記第4号様式）に、事業計画書（別記第2号様式）

及び収支予算書（別記第2号様式の2）を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付を決定したときは、変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、設置者等に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第8条 区長は、設置者等が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を第3条に規定する経費以外に使用したとき。

（3）その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、既に交付され、額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の交付方法）

第8条の2 補助金の交付は7月（第1回）、1月（第2回）に分けて行い、第1回の交付金額は補助金総額の2分の1（100円未満の端数については切り捨てる。）の額とし、第2回の交付金額は補助金総額から第1回交付金額を除いた額とする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた設置者等は、区長に請求書（別記第6号様式）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助事業の実施期間）

第10条 補助事業の実施期間は、事業年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付を受けた設置者等は、事業年度の翌年度、4月末日までに実績報告書（別記第7号様式）に収支決算兼清算内訳書（別記第7号様式の2）を添えて、区長に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第12条 区長は、実績報告があったときは、関係書類を審査し、適当と認めるときは補助すべき金額を確定し、確定通知書（別記第8号様式）により設置者等に通知するものとする。

2 区長は、前項に定める審査の結果、適当でないと認めるときは、既に交付された補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

（調査）

第13条 区長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、設置者等から報告を求め、または自ら調査を実施することができる。

（その他の事項）

第14条 この交付要綱に定めのない事項については、「東京都板橋区補助金等交付規則」（昭和42

年3月31日東京都板橋区規則第3号)によるものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成8年4月1日から施行する。
- 2 板橋区私立幼稚園行事等助成実施要綱(昭和54年10月22日区長決定)及び板橋区私立幼稚園振興助成要綱(平成元年5月10日区長決定)は、廃止する。

付 則

この一部改正は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助上限額（（1）～（3）の合算額）		
（1）幼稚園割（均等割）	1園当たり ¥1,091,000-	園児数は定員 又は5月1日 現在の在園児 のどちらか少 ない方とする。
（2）学級数割	[5月1日現在の学級数] × [単価 ¥33,000-]	
（3）園児数割	[5月1日現在の在園児数] × [単価 ¥500-]	

（宛先）

板橋区長

幼稚園名		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者職氏名	
	電話	

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金交付申請書

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金について、下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 交付申請額					円
2 算出基礎	幼稚園割				円
	学級数割				円
	園児数割				円
3 幼稚園所在地	板橋区				
4 参考 在園児数及び 学級数 (年 月 日現在)	区 分	園 児 数			学級数
		男	女	合 計	
	満3歳児				
	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
	合 計				
		認 可 数			
5 関係書類	(1) 事業計画書（第2号様式）				1部
	(2) 収支予算書（第2号様式の2）				1部

様

東京都板橋区長

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金
については、下記により交付します。

記

1. 交付金額 ￥ ー

2. 補助金交付の条件

- (1) 対象事業等の内容については、申請時における事業計画書のとおりとする。
- (2) 補助金の交付を受けた後に事業等を中止し、又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ本職の承認を受けなければならない。ただし、対象事業の軽易な内容の変更は、この限りではない。
- (3) 対象事業等は、事業年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。
対象事業等が期限内に完了しない場合又は事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに本職に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 対象事業等の実績報告を、事業年度の翌年4月末日までに提出しなければならない。
- (5) 対象経費の収支について、関係帳簿等を備え経理状況を常に明確にしておかななければならない。
- (6) 本職は、必要に応じて補助金に係る経理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。補助金の額を確定した後においても同様とする。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
イ 年度内に対象事業を達成することが困難と認められるとき。
ウ (1)～(5)までの義務のいずれかに違反したとき。
エ (6)の調査又は報告に協力しなかったとき。
- (8) 補助金の返還を命じられた場合においては、補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該返還額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (9) 補助金の返還を命じられた場合において、指定する期日までに当該返還金を納付しなかったときは、納付期日の翌日から計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3. 申請の撤回

この交付決定又は交付条件に異議のあるときは、この交付決定通知を受理した日から10日以内に申請を撤回することができる。

別記第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

幼稚園名		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者職氏名	
	電話	

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金変更交付申請書

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金について、下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 変更交付申請額					円
2 算出基礎	幼稚園割				円
	学級数割				円
	園児数割				円
3 幼稚園所在地	板橋区				
4 参考 在園児数及び 学級数 (年月日現在)	区分	園児数			学級数
		男	女	合計	
	満3歳児				
	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
	合計				
認可数					
5 関係書類	(1) 事業計画書 (第2号様式) (2) 収支予算書 (第2号様式の2)				1部 1部

様

東京都板橋区長

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金
については、下記により交付します。

記

1. 交付金額 ￥

—

2. 補助金交付の条件

- (1) 対象事業等の内容については、申請時における事業計画書のとおりとする。
- (2) 補助金の交付を受けた後に事業等を中止し、又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ本職の承認を受けなければならない。ただし、対象事業の軽易な内容の変更は、この限りではない。
- (3) 対象事業等は、事業年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。
対象事業等が期限内に完了しない場合又は事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに本職に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 対象事業等の実績報告を、事業年度の翌年4月末日までに提出しなければならない。
- (5) 対象経費の収支について、関係帳簿等を備え経理状況を常に明確にしておかななければならない。
- (6) 本職は、必要に応じて補助金に係る経理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。補助金の額を確定した後においても同様とする。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
イ 年度内に対象事業を達成することが困難と認められるとき。
ウ (1)～(5)までの義務のいずれかに違反したとき。
エ (6)の調査又は報告に協力しなかったとき。
- (8) 補助金の返還を命じられた場合においては、補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該返還額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (9) 補助金の返還を命じられた場合において、指定する期日までに当該返還金を納付しなかったときは、納付期日の翌日から計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3. 申請の撤回

この交付決定又は交付条件に異議のあるときは、この交付決定通知を受理した日から10日以内に申請を撤回することができる。

年 月 日

（宛先）
板 橋 区 長

幼稚園名		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者職氏名	
	電話	

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金請求書

年 月 日付け 板教学第 号の で交付決定のあった
た 年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金のうち、第 回交付分を
下記により請求します。

記

1 請求金額

千	百	十	万	千	百	十	円

別記第7号様式の2（第11条関係）

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金収支決算兼清算内訳書

幼稚園

(収入の部)

科 目	決 算 額	内 容
補助金		区・補助金
園負担金		
合 計		

(支出の部)

科 目	決 算 額	内 容
合 計		

別記第8号様式（第12条関係）

事 案 番 号
年 月 日

幼稚園

住所

様

東京都板橋区長

年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金確定通知書

年 月 日付け 年度私立幼稚園教育環境整備費等補助金実績報告書ならびに収支決算書に基づき、板教学第 号の で交付決定した補助金の額を、同要綱第12条の規定により下記のとおり確定する。

記

確定金額

円